

育児休業中に申請する場合の補足説明

育児休業中に申請する場合、育児休業を取得した会社に復職することが前提となります。申請締切日以降に、復職することなく退職してしまった場合、入所月の月末までに保育が必要な事由の証明書の提出が必要です。

申請時点で退職を検討している方は、求職活動を理由に申請することで求職活動の期間を入所日から90日が経過する月末まで延長することが可能となります。

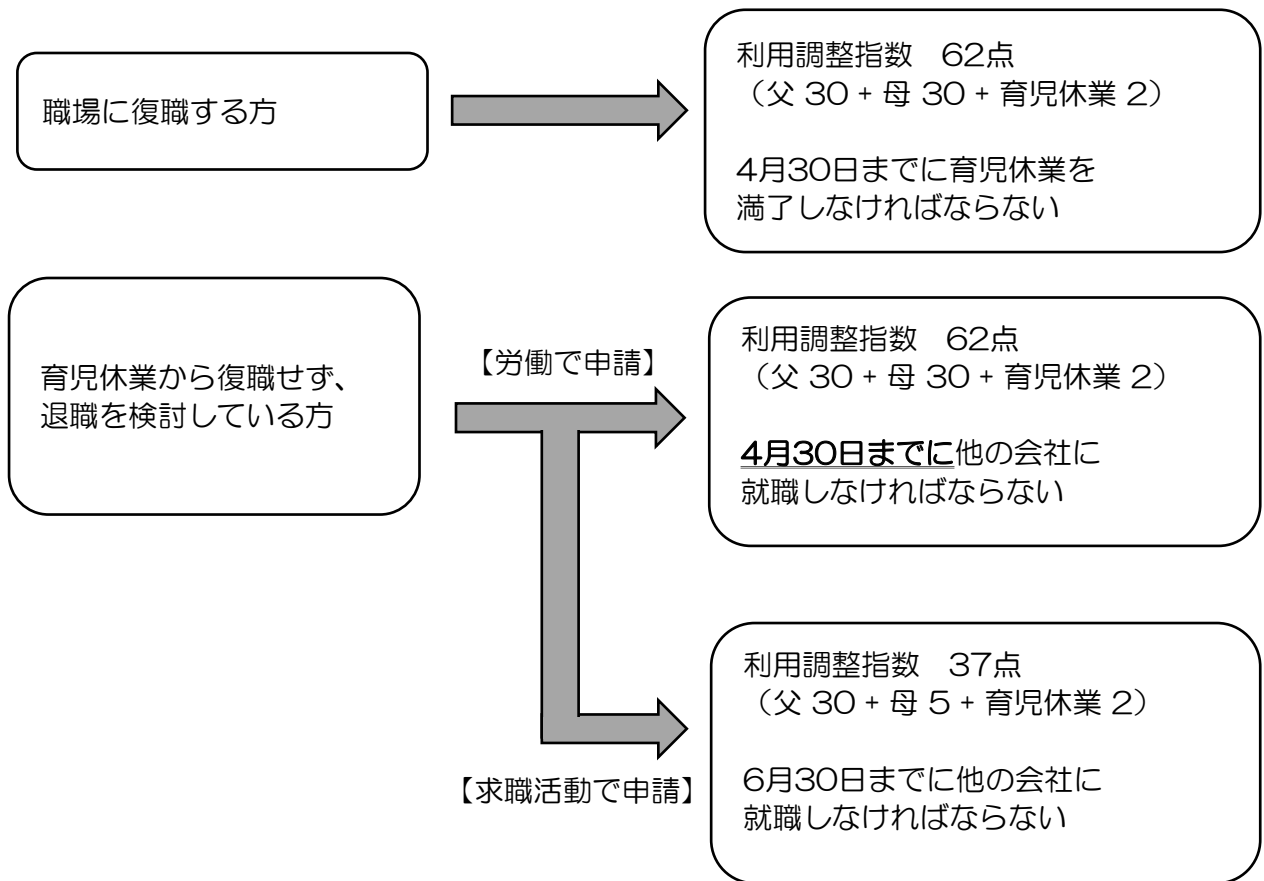
<具体的な事例（退職後の保育の必要な事由が労働）>

4月1次申請に申込み

家族構成 : 父・母・申請児童 3人家族

就労状況 : 父 就 労 中 160時間以上

母 育児休業中 160時間以上（雇用契約上の勤務時間）



※労働を理由に申請し、復職せず退職してしまった場合、

4月30日までに保育が必要な事由の証明書が提出できない場合、

退園となる可能性があります。

必ず、退職する前に保育課にご相談ください。